

江湖新聞

下

18
11
24

4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3

18
11
2

江湖新聞第十二号

慶應四年戊辰閏四月廿五日



徳川□□水戸表へ退身後も謹^{きん}悛^{しん}恭^{きやう}順^{じゆん}之道をお辱^{おこ}し^し以^もて
全く^{まこと}誠^{まこと}を^まし^まし^まし^まお^お出^で先^{まづ}非^ひ悔^{くわい}悟^ごの事^{こと}以上^{いじやう}非常^{ひじやう}に寛^{くわん}典^{てん}を以^もて
江戸城に^にお^お返^{かへ}還^{かへ}る^る上^{じやう}京^{きやう}を^をも^もて^て仰^{おほ}出^で

大^{だい}総^{そう}督^{とく}府^ふの 市^{いち}沙^さ汰^たを^を以^もて^て付^つ堵^と道^{だう}へ進^{しん}軍^{ぐん}

官^{くわん}軍^{ぐん}早^{はや}く引^ひ上^あげ^げ 大^{だい}総^{そう}督^{とく}府^ふへ^へ任^{にん}陣^{じん}有^ある^るに^に依^より

大^{だい}総^{そう}督^{とく}官^{くわん} 市^{いち}沙^さ汰^たの^の事^{こと}

後^ご四^し月^{げつ}

東^{とう}海^{かい}道^{だう}
大^{だい}総^{そう}督^{とく}府^ふ
系^{けい}謀^{ぼう}

正^{せい}明^{めい}二^に

廿^じ一^{いち}

東山
小陸
英羽
官軍
隊長中

四月廿六日右の書付鎮撫使の由に送られたる會津侯より

西書書下差出の由

松平肥後追々暴動ニ及んぬる共罪魁ニ多一尋之々宥め

上悔悟伏罪以仁慈を仰ぐに於て寛典ニて之を以るは遠

事に於て波音 中沙治の事

西請書

中沙治に誣謗有らば其信得ず徳川家名に成行不見右内ハ
謝罪仕る者覺悟ニ在るに於て 中沙治守列ハ望

閏四月十五日

陪臣
松平肥後守

正親町三條前中納言實宗卿中山前大納言忠能マへ関東の由事
に委任有る當月十八日兵庫より西条船之帆を以て西條より右
船今日まで到着不致先日下田沖にて砲戦有るに軍艦中一被三
多に歎西郷吉之助もよあつと共兵庫を出帆せらるの説あり何
も未だ確報を得ず

岩倉殿に去ル廿二日攝府お成四辻殿并桑謀木梨精一郎ハ近上候

京てお成り

尾州より奉状中：曰く先月廿日竹腰訖若^{先降}浪人兵と
 共三名古屋城に押寄せ城内へ破^は裂丸を打込^まて^{天守}焼失^して^一
 心あつて軍勢中大山の兵隊も加^かりけり^大山へ成^なり^人正^持城
 西て生^まる^言ふ^竹腰^の兵^に攻^らる^是戦^争者^の心^を分^断尽^て竹^腰方
 となり本城へ攻寄^りの^事と^存り^由
 去^り世^に百^餘新^四万^餘兵^隊百^{五十}人^余を^率以^て江^戸へ^来着^せる^事
 上^州の^於て^中栗^上野^分を^殺せ^し高^崎に^手に^取り^て実^に新^四兵
 ありとの噂^{あり}後^報を^待て^る事^実明^白向^ちなり

○

會津藩士某の文通

未^だ得^ず矣^意い^はせ^一字^改啓^上の^物を^當新^聞出^板お^成り^付東^西
 形^勢人^心の^向背^考一^月の^下に^瞭然^とい^ふ一^大事^此事^の切
 目^今の^事務^に付^敵藩^にお^つて^和戦^の方^途何^をお^し致^す実^に
 を^存り^度と^都下^の論^東西^の士^庶一^同注^目の^事我^らの^柄新
 聞^紙中^虚誕^の説^有り^て人^心を^疑惑^させ^しめ^りて^敵藩^に
 士^決死^の誓^を増^す述^不緒^君も^存り^て寡^君に^担い^て
 神^祖 台^席の^行庶^流に^て公^をい^はし^て君^を恨^み分^り私^をい^は
 嫡^庶の^族何^れ君^家宗^家と^真庶^存亡^を共^に改^めら^る始^り
 此^の事^を三^百年^の封^土を^賜り^て自^ら覺^悟す^事を^いは^す事^を

羽伏見と戦お起り

上様御事奉草と冤罪をたぬ 貞房君の本回し朝敵の

悪名をり 蒙り三付天下に列藩の家 官軍に属し傷に

朝廷を言蒙りなり 陰に私利を謀りし弊の比は是より候令

外様の諸藩ありとも

伊代へ極へ守封君臣を結ひし上は家来同格なり 況んや

伊三家方ハハ秋藩の大族は家門ハハ庶流は譜代より創業の補

弼忠勇と名臣し出の子孫は只の善と 伊家を後の法し

下よりハ奉り苦く事此諸藩君家宗家の顛覆を顧み候守

を御指し下に委ね兵を主君と城に如ふハ臣子と道一何ん

勅命たりせ 死を以てし 祥事有りや 昔一保元と乱源義朝
父を弑せるは

勅を奉りしなまとも 天下後世あれを不孝の大罪人とし今列藩

に士ハハ義朝同格の罪ハ先年長而謀反し 末家重臣輕率

の事追すがに一人も 官軍に降り 戈を倒し 以りハ

この輩に對し 以て 面目ハハ多し 存り 是 叔藩に 士 磔 梟 して 誅

罪ハハ家とも 君臣ハハ大義を失ふとを 忍せ 且ハ 後代に 青史に 永せ

徳川家危急に 秋藩に 節義に 死するもの ありしと 數百年の後に

嘲りを 残し 外夷諸國に 為に 詬辱せらるん事 何分 残念と 存り 三付

伊宗家 伊成りしおおあハ 官軍へ 討し 謝罪 降伏 仕る 為と

決心の申すも

皇國の名譽も下事も

官軍の東征の事

主上も 聖意にもおなじ

玉座に咫尺

天聴を擁

蔽すも 若し謀計にせしめし万人の不知なるに百回千回も

哀訴仕 仰宗家や回復をすも形若し 仰宗家の領地

所削封し 仰世決り了敢死す之を訴へ闕藩の男児を令す

失ふに後正べし然る時僕輩九息に下す主君 謁する事を

得るに将への節故藩の兵尾州に迫るの世説有るに五福の地

実否ふおなじは是罪竟

神祖の御武靈の御子孫の御忠を御責に御承りて之を

右の如素備く諸人へお心通達し早々尊著の新字を載せし出板ても御諸君と一面の識もなきに賤名に板下お認めお中へ忽奉る言意を尽次能く頼ま

同 買 二十日

會津藩士某

江戸新聞社中宛

右の尺牒わが新聞社報局に送せり匿名なるに其人を知る事を得た文章激烈にして慷慨の志字句に露る但し議論の正と不正とに余が言辭を下次へき事なり御識者の活眼に任せんのみ

織田侯傳居天童の當月留隔りより既に前報に載せしと
然るに十三日ある仙臺の來せる人の曰く澤三佐友の薩長の兵三百
人余を率ひ庄内へ向ひに頗る利有り死傷も夥ししと報有り
津之尻前と兵三百人後詰としてお法と云何故尋戦地へ赴くは外
の地へ渡向せしと有り

江湖新聞第十三号

慶應四戊辰年閏四月廿七日

當月十九日大島圭介會津の將山内茂會津の兵を引率
し大舉し日光へ出張し大谷川を隔る陣營を張
官軍の土州夷根の両藩より友原といふ所まで戦ひ大
利を得ると云或は曰く二十二日大谷川を渡り今市より
彦根の兵隊中へ混入し接戦せりと其顛末の確報を
得べしと云ふ

○福崎より來りし人の傳

一奥羽支國の鎮撫使九條大納言殿先達る仙臺より白石
 城中迄出張お、お承り申會津境并お、京上迄何と申す
 發遣お、天臺山形辺屢々お、戦事有之報有九條殿人熟
 悉く白石を去り岩根陣お、陣お殿お、報
 一先達米津彦より家老を使者とすお、仙臺一處お、會津
 征伐お、儀ハ國內人心一統お、帝具お、農民共お、お承り申
 難淡々報お、自會征お、義ハ許延引お、お殿様 結務供一達言
 有之發取中迄お、お殿様、仙臺方お、お承り申、兼引お、廿日、依之
 米津より使者再三お、往復お、申すお、以報成お、ハ曰く米津侯上杉
 中将殿自お、之お、子人の兵隊を率お、以右お、報お、念九條殿お、以達

言々居十二日出立お、申すお、仙臺の出張お、お殿様、但道中兩人更
 傳了お、報者兵糧未お、以お、了迄宿跡を尋せお、了お、多お、子人申す
 糧米塩増お、迄持お、紙お、由
 又曰く米津彦仙臺領岩浜より九條殿お、以達言有之會
 津境の出張お、仙臺人數俄お、引上お、二平松領の出張
 諸彦お、以是く攻國お承り申

○江戸分奥州筋河内所

栗橋河内所 去井天炊取人數

中田河裏所 同形

古河橋下 同形

荳宮跡 同形人数

宇津宮跡下 戸田山跡人数

大田原堀下 大田原跡人数

白河橋下 二本松人数 但し橋の
社
二
本
松
家
跡

柳倉跡下 仙臺人数

須加川跡 河部是後人数

笹川跡 二本松人数

郡山跡 同形

女

本宮跡 同形

二本松跡下 同形

八丁目跡 同形

福崎跡下 仙臺人数

柳町 板倉内膳正人数

右へ通往来殿室へ改め通路容易なるよし

茶條の奥妙は控より来り一人の活より復回會征の

人数をくきりたるは今藩西々於母提系平第一要人

の二士より仙臺東海の支藩に款款出見出せし付

此支藩及び出張の各藩より 往來は一途云々

依^よる解^か兵^{へい}と来^きり其^{その}達^{たつ}をの書^か面^{めん}八^は日^{にち}と新^{あらた}同^{どう}四^し号^{ごう}、
出^いる^まる^ま之^の省^{しやう}く^く於^おか^かれ^れ十二^{じふに}号^{ごう}、出^いせ^せ一^{いつ}紙^し撫^な使^しより
會^あ津^つへ^への達^{たつ}一^{いつ}會^あ津^つより^{より}の涉^{せつ}債^せ書^{しよ}の^の添^その^のと是^{こゝ}也^{なり}

○
正^{あま}親^の町^{ちやう}前^{まへ}中^{ちゆう}納^{なつ}之^の萬^ま里^り小^{せう}路^ろ弁^{べん}為^な卿^{けい}おま^まび奉^{ほう}誅^{しゆ}之^の八^は當^{たう}月^{げつ}十二^{じふに}日^{にち}
京^{きやう}都^とも^も國^{くに}東^{とう}へ^への^の水^{みづ}交^{かう}交^{かう}並^ない^いま^まに^にと^と仰^{おほ}付^{つけ}船^{ふね}路^ろを^を十八^{じふはち}日^{にち}横^{よこ}濱^{はま}兵^{へい}
廿^{にじふ}日^{にち}江戸^{えど}兵^{へい}船^{ふね}路^ろに^に入^いり^りお^お成^{なり}

十二^{じふに}号^{ごう}、中^{ちゆう}山^{さん}前^{まへ}大^{たい}納^{なつ}之^のとい^いひ^ひ一^{いつ}紙^し傳^{でん}可^かの^の得^えり^りあり

會^あ津^つの^の藩^{はん}士^し大^{たい}清^{せい}壯^{さう}介^{けい}尚^{しやう}月^{げつ}上^{じやう}旬^{じゆん}探^{たん}索^{さく}と^と事^{こと}あり^りて^て甲^{かう}州^{しゆ}へ^へ赴^{しゆ}り

石^{いし}和^わ齋^{さい}と^と友^{ゆう}軍^{ぐん}の^の為^なみ^み死^しす^する^るも^も是^{こゝ}に^に免^{めん}せ^せら^られ^れと^とあり^り自^{みづか}ら
初^{はつ}め^めの^の代^{だい}を^を後^ごへ^へひ^ひつ^つと^と鞠^{きく}問^{もん}あり^り壯^{さう}介^{けい}曰^{いは}く^く我^{われ}ハ^ハ會^あ津^つの^の藩^{はん}より
放^{はな}ち^ちせ^せ此^{こゝ}に^にあり^り、小^{せう}幸^{かう}あり^り七^{しち}條^{じょう}獲^{わく}れ^れ、是^{こゝ}に^に天^{てん}命^{めい}あり^り、悔^{くわい}む
言^{こと}中^{ちゆう}も^もは^は此^{こゝ}に^に戦^{せん}戦^{せん}服^{ふく}の^の意^いを^を内^{うち}に^に友^{ゆう}軍^{ぐん}を^を怒^{いか}り^りと^とす^する^るも^もは^は違^{ちが}ひ^ひを^を
初^{はつ}め^めの^の代^{だい}を^を自^{みづか}ら^らと^と死^しす^する^るも^もは^は、就^{すなは}ち^ち友^{ゆう}軍^{ぐん}の^の士^しを^を差^さす^する^るも^もは^は、
感^{かん}と^と若^{わか}き^き罪^{つみ}を^を耐^たえ^えて^て死^しす^する^るも^もは^は、若^{わか}き^き罪^{つみ}を^を耐^たえ^えて^て死^しす^する^るも^もは^は、
遂^{つい}に^に斬^{ざん}首^{くび}し^し、これ^{これ}を^を上^{じやう}洛^{らく}の^の東^{とう}に^に壯^{さう}介^{けい}生^{せい}年^{ねん}二十^{にじふ}才^{さい}あり^りと^とあり^り
以^{もつ}甲^{かう}州^{しゆ}より^{より}事^{こと}あり^り一人^{ひとり}の^の名^なあり^りたり^り

○[○]四^し月^{げつ}廿^{にじふ}日^{にち}旨^{しめ}出^い版^{ばん}横^{よこ}濱^{はま}へ^へラ^らル^ルト^ト新^{あらた}同^{どう}の^の符^ふ

カ^かノ^ノ力^{ちから}ミ^ミト^トハ^ハ豆^{まめ}束^{たば}利^り加^か船^{ふね}喉^{のど}廿^{にじふ}日^{にち}江戸^{えど}へ^へ到^{いた}り^り、船^{ふね}中^{ちゆう}に^に救^{きう}急^{きやく}の^の友^{ゆう}

軍を載せ番港へ投猫せり又去士兵糧を積入色上下一運
送志をさしお写田豆國役人々國の軍艦イロウ船の船
中通し安んずと法をさすそ出帆を免ぬめり是れ日本因
の同外國より中立的の法をさすそき報を背げぬあり

○
横濱の足利 武百人餘各去器をたす是れ教日家
横濱近村古田村一屯集し三四の首級を取之を去産とす
今村一寺と智云す網後某得小向ひし寄却る恥辱
を愛とすくの作を遊海しづは後益々動静ありと報
下安んず給料を後さるる報りしといふ

○ 諭言一則

近來お折学大お開け獲ぬ日と逐て盛る中は一日奇といふ
盆の五升茶を製しそ白ラ焼 陶器お茶ととなす事は法二十六寸
の間五升茶を中お浸し硫酸八分を加再び水を注以銅の
掛け教日の間乾沙の内へ置き凝結せる以之を器物お製せぬ
用器お火の白ラ焼お異なるにを想火の急むべし扱ふ白ラ焼お毒達
十九分を投じ之を煎る時の象牙と愛し種々の細工の用也
その他半分を晒しそ麻角とすし胡葡萄を煮て珊瑚とす
流行の品を偽造しそ利益莫大とすし但しその獲ぬ決しそ
農氏一語をさし前裁物を佐とすし重報を以し細耕を以

にあらぬものなり^あ呼吸^あ世間^あのあふ条^あ程^あの合^あり^あ利^あ欲^あの迷^あひ
己^あ一人^あも大^あ利^あを^あと^あん^あと^あ得^ある^あ遂^あに^あ身^あを^あ亡^あし^あ家^あを^あ失^あふ^あの^ある^あ
あのかま^あら^あば^あ悔^あむ^あき^あの^あり^あ

あハ米^あ利^あ望^あ新^あ開^あ試^あ出^あづ

○追加

十二号中尾州名古塚天守焼失云々件ハ何号の供あり同坂下
兵礼^ある^あは^あ唯^あ行^あ傳^あの^あま^あの^あ類^あり^あ人^あを^あ煽^あ動^あせ^あ由^あ尾^あ州^あ名^あ古^あ塚^あの^あ人^あの^あ信^あ之^あ
全号中小栗上妙ハ新田のまに花せりとの言^ああ^あら^あう^あそ^あの^あせ^あら^あと^あれ^あ
浮^あ説^ある^あ既^あに^あ松^あ原^あ右^あ京^あ亮^あより^あの^あ届^あ書^あを^あ二^あ兄^あせ^あり^あた^あ大^あ抵^あ十^あ号^あ出^あ
昔^あ小^あ栗^あ仁^あ右^あ馬^あの^あより^あの^あ届^あ書^あを^あ付^あ合^あせ^あり

○

一 徳川家河家督所相續^あ後^あ同^あ日^あ月^あ廿^あ九^あ日^あ回^あ安^あ龜^あ之^あ助^あ殿^あに^あ法^あ
信^あ付^あの^あ申^あ委^あ安^あ事^あ件^あハ^あ十^あ四^あ号^あに^あ記^あし^あ即^あ刻^あ發^あ被^あ仕^あ也

江湖新聞第十四号

慶應四年戊辰五月一日

横濱出板ヘラルト新聞の件

徳川家濟處至振三付先頃より勅使と北國法候と云掛合
りり一が右之候判筋漸く治定と及び前大君と適遷を
復し勅勘を免し再び元の如く之小光榮を加之べしと縁
決せり趣也同り

○京都三職の一人三條大納を系統より来り廿二日江戸へ入
株是ハ此程ハ徳川家を暴濟し遂ハ大難を起せる付之を
結定すべき為の大威權有る宰相ありといふ

○二十三日江戸より得る「新報」云前大君江戸へ出及株を

事既に決し且京邦政府に決定ハ徳川家ハ領地也
 一也 帝政府ハ取上ケ張りニホハ是迄ノ通り徳川家に屬
 寸今一之是此程系邦ノ氣儀ニ定進ヲ受ケルト云
 ○前大君ハ性質^{善良}伶俐^過ぎ思^慮多^ク改事家ヲ敬^重之
 忌^ミ々^ト悔^ミル^ルありて今日ノ如^キ破滅^スル^ル化日^ニ至^ルル
 徳大君氣儀ノ席^ニ臨^ミ之^テ大^ニ統領^トナ^リ日本全州政府
 ノ爲^ニ臨^ルル^ルあり^テ効績^ヲ成^スル^ルあり^ト云^フ

○ 同四月十九日廿日交日ノ事件ノ付日光中誠

宋澤薩元家老職

竹 股 英 佐

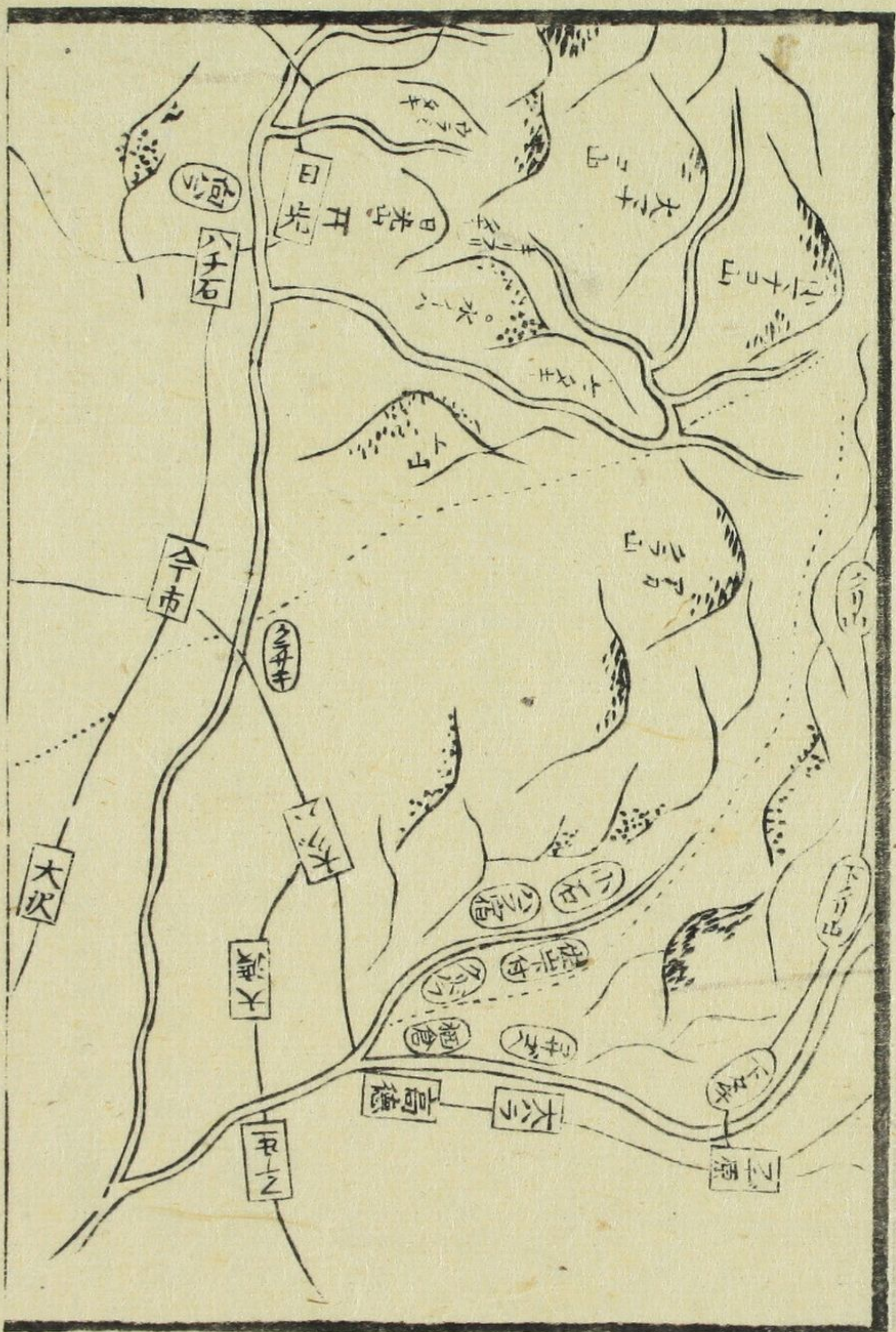
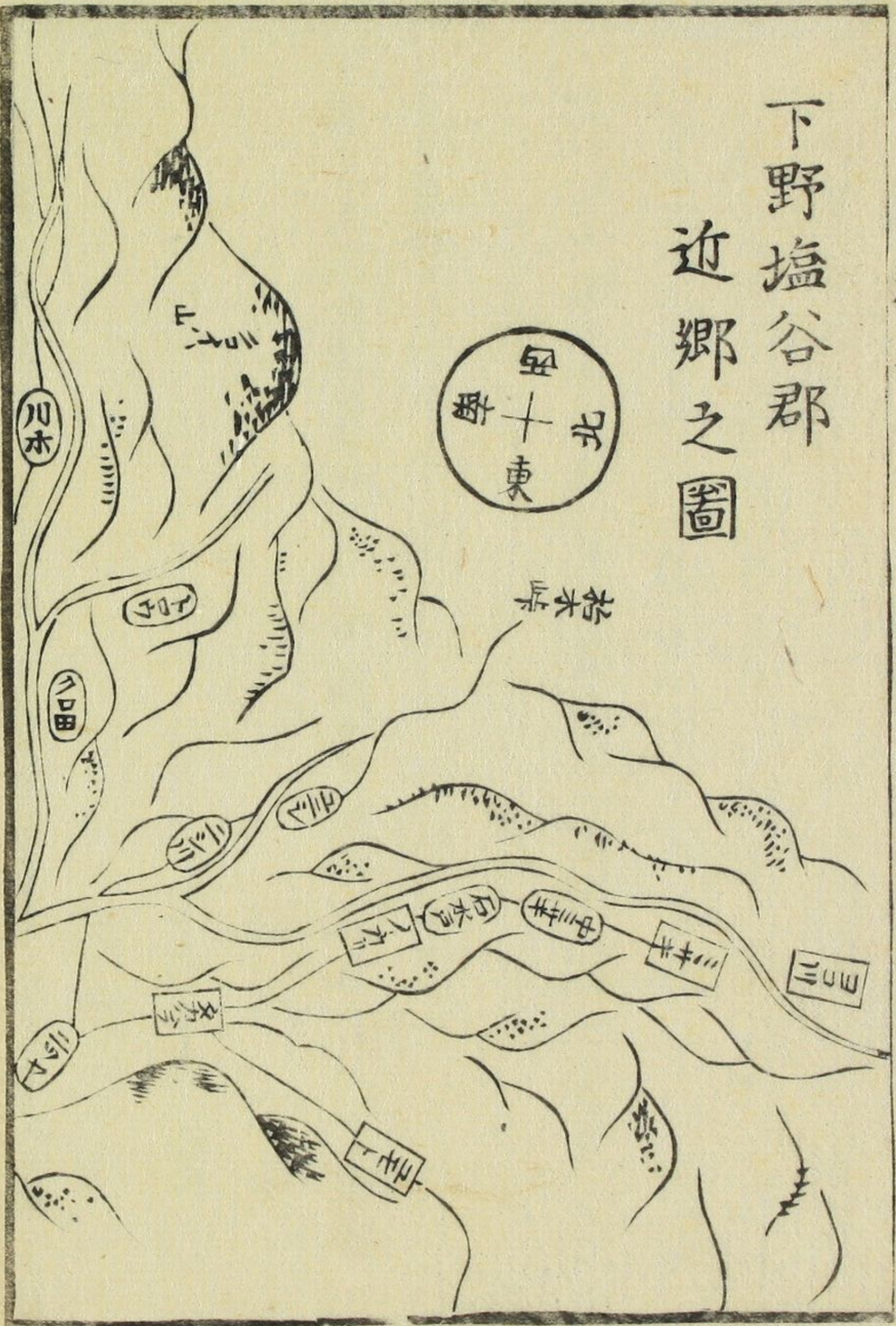
千 坂 右 衛 門 左 衛 門

柿 崎 和 泉

右ノ三人會津藩士ト中合勢武千五百人程ヲ戦後
 略ハ卷向ス

同四月十九日會津藩管地控ニ清山田内^ハ花^ノ軍^軍軍^軍後^田中
 花^ノ人^ノ善^大考^主助^ノ兵^隊ト^シ凡^千五^百人^程多^ク下^野小^佐
 越^村柄^金村^日光^河殿^河林^松林^垣切^ノ邊^ニ官^軍軍^方
 井^伊後^堂長^州土^師ノ勢^ト戦^率ノ及^ハ務^利羽^聖廿^日

下野塩谷郡
近郷之圖



今市少七穀又勝利七得此時會津藩日向
登之外脱走之兵栗山城之外山下六方城之押寄南河
所宮裏言穀車中より多之疾之類日光より中城之生

大目付に
御目付に

徳川飛之助殿今廿九日辰刻西丸に以宗
營之殿之様

大徳督宮分以沙法付一搦中納言殿為名代以城之殿
少安之龜之助殿以相續之儀別紙之通也
仰出の間向
乙右取願也

四月

別紙

□□伏罪之上ハ徳川相續之儀祖宗以来之功勞也此
思召格別之
殿龜之助以田安龜之助也此
仰出の事

但據此様言之儀ハ退也
以沙法の事

この婦人小芳はる男子はあつたにむべきなり

○

仙臺より来るの役、仙臺度へのきて合津進討の
物令ありて既に九條殿降殿も此誠お成右に警備し薩督の兵
隊も凡三百人計る威をふるひ一交仙臺度は激翼幕の
士徹起りて右取渡の人数を大宰政殺し一宮故を以てはあは
せ仙臺度より頼りて秋田度へ移しあつせし秋田度
への初仕の招待し一警備他家に人数の困境へ入る
せり及び一とぞ此情事一と共あつた小方合警備幕と
備益固るべしとの言あり

江湖新聞第十五号

慶應四戊辰年五月三日

西國某度の速白

或る人の曰く佐野困叟公の速白ありとありて
詳しうそのを考へん

仙臺度領首様より言上關下の當春徳川□□連日強
発炮し反快砲の射撃するにあり親王殿下を以て仙臺初王の所
を以て新進軍は在の如く道共王所へ所向草木披靡の境
一く大小侯伯散る棟令の如く山とのも急之大旗の下に帰服
つて一國東天險の二嶺とも強無人の境を掃る如く一丈も
支吾あはれ府教等の士民もあつて欽息在

天裁又後ハ□□歳去水戸表に還分祖先創業の首城を
開き國土を獲の兵器を貸出—全砲首罪の家来共
朝命不応ト云々罰—

勅命僅身仕

天文不血ぬぐはし—河越素之山坂玄連月を吐け—おまひ
何放る如く行進容易くは

皇威煥發然—むるよは中関東の士民獲衰—徐西を兼
け固備偷生—我の風上地を去るは—扱るや—又—其—
伏—
王座之不可抗名を—不可交を—知り—
侍る—此—臣—思—方—今—

至上漸初冲天下—大政二三陪臣—手不出—

王政復古を口實と—其—実—ハ—私—利—を—營—征—東—以—名—義—朝
款—罪—状—亦—寛—枉—不—直—之—後—と—樂—痛—以—有—之—上—積—年—の—霸
業—久—く—を—平—に—悞—也—士—を—不—振—也—と—數—萬—の—を—去—く—其—採
奪—と—其—難—中—折—又—德—川—家—の—後—に—祖—宗—掃—風—沐—雨—多—か—
を—以—く—天—下—を—凶—器—を—収—め—徳—義—を—生—息—を—慘—毒—に—中—ふ—故—に
堯—亦—仁—壽—の—域—不—臨—せ—尔—末—二—百—六—十—余—年—の—間
朝廷—は—亦—く—漸—倚—頼—は—遊—累—代—共—る—

大權漸委任—所—終—ら—上—ハ—

皇位漸—鑄—寧—下—ハ—儀—兆—を—平—に—化—不—治—其—功—徳—今—者—人—心—固—結—

〇〇〇上三家連枝々諸藩ハ其子孫血統ノ親族當代恩顧
ノ諸藩々當時忠勇致臣の後ニ其ノ宗家ノ仇ノ家以
致ノ其後ハ難ニ忍筋ニ復令一旦王命ノ不始ニ其ノ軍列加
ハルニ其情實天田ノ第一ハ其面目も有之る人人心正是ル
復ハ以上ノ後急ニ豫向背ノ機素ヨリ難計ニ支徳川族下
ノ兵隊を驅リ去器軍仗克使ハルノ其ノ其ニ以テ其憤發
自ら指揮ハル一二仇怒ニ藩をおも不寛を
閣下小許先衛を申示争ハルノ十分出來一不怒也
皇國ノ兵禍已ヨリ釀レ其事百千萬ノ生靈を望歲ノ若老
内地給事一々外夷ノ老老階下亦也

海防三

二

皇國全親ノ一欵を申シハ授ケ我々之身ハ祖宗ノ末裔
年尊 且ニ謀志ノ小戻リハ其ノ與ニ有ク者懼ハルノ智羽
伏見ノ給儀其情空ニ論セ其姑ク其罪亦仗一謝罪ノ表也
其リ以宥恕を許難身佛者入リ恭礼様情ノ道をおモレ
臣民ハ亦厚ク諭シ深ク戒メ何方苦心を極メ只心官
朝廷公酌正丈ノ所委重を拜仰ハ其ノ儒代諸藩士臣天
依連維安 王師ノ徳撫を文字書ニ通り容易ニ其功
お願ノ後、有レ就ハテ其後々ノ寛典を以テ家名頌國々始
其舊地立是□□後々其復官ノ以沙法有レ上系ハ其出ハ
仕及方ハ其後々ノ此近恭礼其其素望を耐ハルノ難也

工羽三

三

関東の由変並瓦解と
 氏之膏血國中不潔ぎ兵懸之矢付む時
 亦之支兵を攻撃一逼之鉄掌の
 王師の大典そ要領を以ざる
 皇成を黜一ゆよとす高
 宿懐然止兼窮兵突出宛と
 國下、一ゆ横一武成を燭照るトの如く、
 子輩之に大事、係り、
 塗炭、
 皇國之礼遊と生一ゆよ

皇徳の第一其忍入の微衷と云て
 聖悪其重恭順之礼能致典と云
 王師、
 小家屯甘しめ、
 一耕耘之及と美し力彫統一之人生
 疲弊おる以終る人心慈嘆難報
 王政清仁恤之、
 王政復古の事、
 左の事昔付之通達、
 今付素名生化

朝憲不係^しゆ^るゆ^ゝの除^り死^すと 任^じ出^し四^し領^り安^ん堵^と上^{じやう}會^{かい}傳^{でん}最^{さい}八^{はち}家^か二
貴^き大^{だい}之^し危^き以^い索^{さく}お^お成^{なり}の懷^{わい}編^{へん}遠^{えん}大^{だい}之^し以^い祝^し撰^{せん}と^と若^{じやく}砥^{てい}石^{せき}
以^い推^{たい}持^ぢ一^{いつ}端^{たん}お^お成^{なり}人^{にん}倫^{りん}以^い技^ぎと^と遊^{ゆう}也^{なり}
曾^{そう}任^{にん}ゆ^ゆお^お叶^え一^{いつ}平^{へい}右^う之^し兵^{へい}堪^{かん}激^{げき}切^{せつ}屏^{へい}營^{えい}不^ふ顧^こ忌^き律^{りつ}等^{とう}之^し上^{じやう}
殊^{しゆ}以^い徹^{てつ}煙^{えん}嶺^{りやう}背^{はい}死^し寇^{こう}

辰 同 四 月



同 四 月 廿 一 日 加 州 度 之 軍 勢 凡 二 千 人 越 後 方 因 一 向 之 出
張 之 委 會 傳 脫 走 之 兵 末 山 嶺 一 陣 取 以 新 治 進 有 之 寸

加 州 勢 以 進 之 苗 途 中 一 兄 合 世 為 之 委 官 軍 方 薩 州 長 為
之 兵 隊 軍 船 多 今 所 吉田方武臣 以 着 船 以 一 直 換 上 陸 以 之
末 山 嶺 一 向 之 進 行 以 一 以 中

會 傳 脫 走 之 兵 此 程 信 州 涉 間 山 之 裏 手 討 出 之 佐 州 北 之
大 名 五 家 之 委 放 走 上 回 據 自 松 平 伊 賀 等 及 人 數 取 分 之
討 死 者 員 數 一 千 有 之 外 之 中

越 後 路 之 三 國 嶺 之 約 之 嶽 之 方 生 之 劫 之 切 不 之 以 要 害 之
取 之 子 從 來 嚴 重 之 改 改 上 州 之 諸 城 之 官 軍 方 之 之 隊 也

相國めい交國に月廿四五日頃土岐山城守屋長棟沼田道
新に會津脱走之兵城後諸侯之兵と共に討出戦至之及
以北之由是ハ先頃ハ城後路之商人等二圍之賊一上野一
東ノ一と之と友軍方と尽く召捕一沼田城内一撃死至
小國の形勢嚴安穿儀ハ一ハ府遂之強備之及び之類也
國紀長國侯を懐養之也
之之諸侯ハ一ハ是ハ事寧祥なる也

○
西之戦争頻りなりと云々

出来まやせまぬ風の特々き合

丹川何某

江湖新聞第十六號

慶應四年戊辰五月五日

甲府の來狀寫

閏四月十五六日頃脱走兵小四原辺ハ甲府路ハ掛ケ出探込
お成同月廿日くろがま黒駒宿に右之人數三百四十五人不意之ハ入込
甲府城中へ出掛合之ハ何ぞお合りふハ東之助ハ又
脱走兵ハ入込ハ振付甲府ハ固ハ方ハ三餘程骨折ハ少趣
右黒駒ハ入込ハ大將ハ林昌ハ助取外ハ強ハ方又ハ甲
府より脱走ハ人ハ二ハ在ハ

大砲

必擬

但小銃ハ福ハ不持ハ敵

東照君御旗

日之丸の旗

葵之紋の旗

二ッ巴ニ十字の旗

都合旗印ハ流

右ハ何事も武備お調ひ控重ニ出押寄ふ甲府にてハ右ニ人

教國入ニ義廿八日返口返ニ掛合おぬ所

信州路ハ尾筋極心人教同ニ誦訪までハお法おぬ所趣々也

○

四月廿一日京師より 他如

大政更始ニお拓表忠ニ盛典ニ為 行ハニ付楠正成神号追

溢社壇の造管令亦有 所寄附ニ有 在ハ事

但有志ニもの心付ハ是許おぬ事

○

強弱論

作者詳有らば

客有り問テ曰徳川氏削封ニ奉ハハあるとも 天下終ハ小康の日

あらん欤 前大君既に衆ハ先づらて恭順ニ道を重

臣子ニ分を守リ正ヘリ志のると付 會津庄内ニ如キ 強藩と

ハサ 王命を抗ス手理ナリ 余答テ曰列藩の侯伯強

王命に抗ス手只西南諸藩の專横を讓他日問罪の師を

起す方の何らん 小康の日近ニあるをズバ曰然ラハ諸藩割拠の

勢成あり再い元龜天正の乱に及ん此時に何たりて誰らよく
之を平一すきく曰この事我々知るふにあり姑く中古以来成紋
と號を以て之を論ずるに關西を起して日本を平一せる人有
試に願想せよ源右府の伊豆より起り新田足利の二氏を上
州より出つ織田豊臣の西公の尾品

神君の冬品より起り必り我邦の氣運東方より厚くして西方に
薄き地方を故に覇府を關東に開き咽喉の地勢を約して
全國を誹制し太平を久しきに保つ事を仰りし先哲の
既に細論せる処なり向來割據亂離の隙を假借せんに西海
西てはあ肥薩洲の三藩互に衝を爭ひ鼎足の勢をなさん南

海ハ皆土居る為に食せられ昔日長曾奈都の如に及らん長州
ハ中國の名家ありはよく元統の故業に及り山陰山陽の諸州
を併せのめり終るに壓抑せらるるに及り將勇羽
の地方仙臺庄内米沢と互に誹制し藩生最上の例を有し遠
北陸に句い加州と曠視すべし獨り舍津の一藩ハ上下お共に
徳川氏覇府の丸解せる故憾憤然祖宗の大業を回復せん
計り特に兵士強悍るせば勇を逞しく一勢を強り一鼓西上の
謀をなさん且勇羽東北陸の諸藩を徳川氏の庶族送驅る
舍津の藩藩とあり後顧の患なかりしに此時に臨みて舍
の軍徐々甲信の精銳を収め急に富士川を下り東海に出てハ

後述三よ

神君の故國を以て其得失を論せし生理非を問ひて争ひ
葵堂の旗下に属すべし相紀州ハ中立して封境を固め自守の
策をたすんべし又地形の西南に偏せるを以て止むをほざるの
勢あり只海路咽喉の地をれハ東西古軍の通航を制止するの利
ありんば越前もまもりて自守の外他を顧るに暇なるべし
今津の兵山海より尾品を攻侵し地勢の利に依りて行
兵の中營を設け西上せし孫堂井伊ハ今東西二軍の戦地
あり再び冥々原の拳及兵災に罹ると弟許有らんは
今の形勢に依りて慨論すらあり曰今兵の強悍精銳ハ余ハ

す、其戦知れり唯今侯ハ

台徳公の流と鋒を降りて

諸藩に列せりいま俄に驚立し

祖宗の遺業を復す

徳川氏の送臣廿一之に属す應きり曰今侯もまもりて然るを

知り徳川氏正統の一孤をなせ其送臣諸之に臣居せらんや

候令遺孤をなせすとも

神君新田氏の庶流ハ世に例あせハ本國の人心に取てハ

西南他族の馭御を受けんより今侯ニ仕ん事たるに快す

曰然らハ今侯よく天下を平一し再び徳川氏の覇業を復す

べき事同この事百年前ありて然らん今日にありてハ其成
業を必せ候何そや上に

天皇ましくちのら虚位を擁一玉以覇府下に何りて大権を握
とてハ一國二主の悪政めて室内第邦に對し有識の士ハ
誰之を恥ち之を厭いざらんや天子の説の如く有らん
王政更始よく

後醍醐帝の御遺志を大成

朝廷めて不朽の太平を開き玉んに何ぞ小康の日近にあらずと

いさる曰封縣世祿の制度止すして今皇の政を有す時ハ

天皇ハ唯おぼ一玉ふのみ大政あるらば強藩の意にせん兵馬の

權けんを手に何れハなり此際確執止む時を控山名細川の足利に

於る如くあらん今も利宰お職を辭し國に返さると聞く

こそ其顯けんともしふべし之より考まハ天下四分五裂ニ成

不世出の英雄起りて封縣を廢し國境を一か私利を棄て

王政を助け舍回合謀す多にゆりて後にはあまの日に復

せん曰現今各藩は海軍を備く千里の遠きなる一日に航

到すべし兵隊の進止ま昔日の比にあはれ此後何日彼軍

臨岸の諸藩ハ地勢によるる利害あるを免まば時余ら形勢

の一変とすらものハ外交の利東國に集りて西國に散らす

邦物産中絹絲生糸を主としおき皆東國のお産るんハ輸

の利東國の倉庫とらんおき強弱の勢大ニ変するおなり然

る

諸旌互に東西に割據し術を中原に争はん事往らに我邦
の虚耗を招くのみ合定國の弊強ふすの内乱五年の後國土疲
弊一又昔年敦厚の風俗をいへり我恐らく今日の争亂
他日歐洲の諸強國の爲に投之の地を我邦に設るの禍端をなす
からんりこそ兄弟才お集りて一家を争ひて藩籬を毀ちて戸牖を
破り故らに穿倫の路を間くにいと一我願くは全州お和
國力を合糾し以て美邦と共に並立すべし國威を厚くせん
事を是臣子しるもの

皇恩に報するの第一事なり

○

起より打子の山いくは東西下らせぬひくとも

天竺の西より山のくも 昔物年公外を記に信り

いしまわらひを思え侍らるるものいとおくはに

のえなん

新中洲を好むるよ

書據下草

何事ならしむいふみ乃とや一のまゝゆるしむ大男の

みのまゝとけあま

江湖新聞第十七号

慶應四年戊辰五月八日

加州侯より京師守饒以免於敵の書面之大意

今殺系於^も獲^と 仙舟の舟人数探出^し 此途中の六百

余^も奔^り 以^て 文^を 好^く 傍^に 不^お 分^る 右^を 令^じ 重^く 役^を 之^の 不^お 面

より^も 右^を 以^て 舟^を 破^り 以^て 候^に 依^り 團^を 許^す 之^を 強^く 懐^か ず 互^に 叩

問^ふ 所^を 請^ぐ 候^に 依^り 免^れ 申^す 所^に

壬四月

右^に 外^に 紀^州 藩^系 坂^本 氏^と 之^の 二^百 人^余 細^川 渡^系 氏^と 之^の

二^百 人^余 阿^州 若^狭 肥^前 守^國 勝^之 諸^藩 氏^と 之^の 二^百 人^余 坂

より^も 脱^走 せ^る 士^を 有^り 加州^に 回^換 之^を 振^合 之^を 以^て 届^け 申^す 所^に

のまごそ確報を聞け

○

奥州白川城ハ河部侯ハ領地替之後空城ナリ此度會津
 征伐トシテ仙臺ニ本根ヲ置キ相會ニ春磐城ホ之送渡ル兵士
 入城ニ交ヘ放ル仙臺ノ人教ハ不殘國陣ハ引上ケ秋城殘兵凡
 六三百人程トモト相圍テ同月十九日會津先ヨリ七八十人白
 川ハ押寄セ来リ付安後彦ノ去リテ後砲ヲ一戰事ニ及ビ
 安會ニ一旦引退キ翌廿日會兵曉ニ交リテ官軍ハ不意ニ磐城
 城ニ自ラ城内ニ火ヲ掛ケ殺死セリ依ル會兵入レ警リ入城相
 圍ル所此穴城外ニ延焼一町家ニ至リ糧ホ燒失右ニ攻進

有之付孫州に出陣ニ官軍方進ク白川ハ向ケ出張會兵
 廿五日ハ白坂迄操出ニ戦ヒ、及ぶ相會辺ハ會兵ノ手ホも押
 寄せ来リも難針ト一同掛念トシテ人心穩ホムル報
 同月廿日廿二日ト二日ノ間大回系ニホ在方ニ戦事有之
 是ハ會兵ノ内宇於交辺ニ戦事有餘存セ負ハ共八人日光ガ
 療養ニ送ラレセ官軍方ニ守中ノ右ニ手負不殘引出
 一首セ制中會兵義リ及官軍ノ所業殘惡ニ奉アリト
 憤懣ニ堪ヘバ兵セ出ニ戦ニ及リト云戦事友軍利ト云バ己
 のえり

○會津征伐ト 似月ハ奥羽ニ諸處人数ヲ送引上ケ付會

兵七福清近出張要害とね固まり候

右に何事も確^う定^まり候とのひきかへし但白川落城に余^との^し件^を

諸方へ我新字局へ報せりとの既^ある^ま同小異なり候諸報を

斟酌^{えん}し^や右に畧記せり候日正報を得べ候次第に編

出せり

○

先次孫州に戦争に因ゆ^{たま}る^め兵隊葎宮に陣せり時同軍

公用隊を模田甚左衛門と名捕分取功名有り候模田ハ

四子右衛門人なりとぞ因ゆ^{たま}る^め士ハ其名を志^しす^べし

五月八日正達^との^し趣

帰順^との^し事

朝臣^とに^し仰付^の旨^を別紙^に通

大総督府より候仰出^の旨^を右に當^り四月十日正軍機迄^の勅

旨^を記^し書^す事^を考^へる^に候^に間^に得^る事^を志^す

右に趣^に正^に候^に家人^に申^し上^り候^に候^に候^に

五月

別紙

旗本^の帰順^の事^を自今

朝臣之法 仙舟の事此に達し奉

○

去月廿九日柳原殿甲府に出る若内取替に後以書状
を以てら 仙舟舟八王子より左に通觸書有之

覚

八王子跡始に近傍諸邑取替に候次二日東海道副総督
府より書取を以て舟人隊へら 仙舟舟得て其意以て後
愈きものども主より以義兄可あつて當屯所は可辨
出達に巡撫に候ゆるに都立柄原あつて其條近に近在
ふ候に觸知とのや

辰五月

千人隊取替

役所

八王子

日野

府中

五日市

喜梅

を以て

宿村後人中

柳原殿出入甲之書に以同時五十人余并、演松彦之勢
五百五十人余に供しつゝいふ

○

去月廿六日出水戸より文通の回

上様御城端能とある水戸表の玉と穂との近國所にて
少く宛て戦争有るは此の腹と云ふは此の義は不ぞ知れ今
白川落城の報取沙汰有るは

○

法達と報

龜の助様此事

上様と身称

上様此事と

前上様とて身称昔此程お達の中有るは此に旗本は家人同士
限り中上と云ふは此の対の

此稱呼もたゞ此の爲る自化と云ふは不ぞ知れ此の
寄つては達此の

五月

○

横濱新聞紙の抄

英國公使館書記役ミットフォルトより兵庫大坂へラルト新
 聞記者に送り、文中、曰く英國公使 イギリス
 帝は拝謁す 謁 恭 イギリス 尺 イギリス 拝謁せしむるは
 西洋普通例の如く、あつたは参の圖書へ回人より直
 所より呈上なりと

江湖新聞第十八号

慶應四年戊辰五月十日



閏四月廿七日官軍方一番手三回二番手松代三番手松平
 正室子加州五番手薩州長物右端藩の勢惣人数四千人
 余米山崎へ發向し交會は脱走兵も同く米山崎へ出張し
 戦事及び官軍方へ正室子迄標中一若戦とありぬ米山崎長
 兵隊間道より進み横合より衝中一の舟あり軍相ふれとあり官
 軍方の新橋推谷辺へ引上り會は脱走兵へ出雲崎へ引上り
 當月七日夜某の藩邸へ密御せしめて中誠せしむ
 此戦より田侯の隊長戦死加州侯の存り番隊一人士分四十人卒

三百人程戦死を真ら之に准^ぶれ中且薩長の去會^あは
兵の模合^{まが}を御^ごの御^ご御^ご勢^{せい}の之を會^あ兵ありと見^み指^さち大
砲^{たい}を打^うけし舟^{ふね}あり家^{いえ}の人数^{にんずう}を扶^{たす}け會^あえり真^ま討^{うち}死
者^{しや}有^あり中^{ちゆう}傳^{でん}聞^きせり

○
奥州^{おくしゆう}兼^{かね}折^せ元^{げん}以^い代^{だい}友^{ゆう}郡^{ぐん}司^し代^{だい}黒^{くろ}田^{でん}節^{せつ}三^{さん}清^{せい}山^{さん}名^な侯^{こう}郡^{ぐん}司^し代^{だい}
殿^{でん}孫^{そん}之^の弟^{てい}友^{ゆう}人^{にん}之^の支^し死^し所^{しよ}百姓^{ひやくしやう}共^{ども}不^ふ平^{へい}を懐^{くわい}けり一^{いつ}揆^{くわい}を
起^{おこ}し遂^{すい}に郡^{ぐん}司^し代^{だい}一^{いつ}手^て向^{むか}ひしし舟^{ふね}あり友^{ゆう}人^{にん}何^{なに}方^{かた}
死^し遁^{とん}逃^{たう}せしし

○
閏四月廿七日官軍方奥州最上川と流せり拂曉^{ひやくせう}清^{せい}川^{がわ}の
攻^{こう}寄^よせしに庄内^{しやうない}勢^{せい}不^ふ意^いを被^あせり事^{こと}あり兵^{へい}隊^{たい}を退^{たい}
再び兵^{へい}を集^あめ引^ひ返^{かへ}せり官軍^{くわんぐん}方^{かた}の松^{しょう}平^{へい}より上^{かみ}流^{なが}し漕^{そう}上^{じやう}
たり庄内^{しやうない}勢^{せい}あり之^の不^ふ意^い被^あせり勝^{かち}利^りを成^なす

○
福清^{ふくせい}の關^{かん}門^{もん}ハ仙臺^{せんたい}廢^{はい}のちそは固^こしに白^{しろ}川^{がわ}戦^{せん}争^{そう}と後^ご何^{なに}者^{もの}
あり六^む人^{にん}より下^{くだ}り関^{かん}門^{もん}ハ掛^かりし節^{せつ}番^{ばん}兵^{へい}之^の怪^{あや}し其^{その}身^み不^ふせ
同^{どう}しに不^ふ分^{ぶん}明^{めい}の答^{こた}をまし強^{かち}て通^{とほ}りせんし依^よりて番^{ばん}去^さ之^の七
召^{めい}捕^ぼへ五^ご人^{にん}ハ死^し刑^{けい}に處^おし一人^{ひとり}ハ何^{なに}方^{かた}ハ死^し連^{れん}れ往^いしはしこの人^{ひと}ら
或^{ある}ル者^{もの}尖^{せん}の肉^{にく}より殺^{ころ}さすし五人^{ごにん}ハその附^つ属^{ぞく}ありし風^{ふう}統^{とう}

有之よりこれより詳ある事を知らん

○

横濱新聞紙の譯

東久世中將殿肥前侍従より英國之ニストルに在る

き一お成の書簡

海岸附近に地震の夜中兵器其外を陸揚せ或の船積其の
有之類兼り及以東右指之所業お働は若の遠急多く召捕
其國のコンシールの引渡積りなれ不正の助お行ひ若の
兵器を新持積りおの是向ふものを之務事より為るは其
方の若の巡邏特別嚴重に之積者中付る若の事向積る

双方之懐我有之ゆらそ字之毒の山間定下る其國コンシールの
下令何れを英人より右指之振舞を之船觸達し有之ゆ指
被交存ゆ詳云

癸卯四年四月廿二日

肥前侍従 為押
東久世中將 日

合衆國海軍總督ロワンと云人當月五日ピアウチア船に之
長崎より横濱へ來着ありこの人の先年合衆國内航の時
成功ありて人望を好し總督も其の今後より東久世の執曹に
為らるるに疑合あらず
ウオルカン船五日後より南港へ至船同所へ横濱お居る

政事向之新同之長なる事あり
 酒井秀十郎といふ人倉庫作戸運上所之長官之任せ
 らるる

兵庫の交易茶結糸甚之少相場の大抵尤之通

才之才 要物糸 糸 百斤付

五百三枚五分
 五百四枚五分

フダイ糸 同形

四百八十九枚五分
 四百九十五枚五分

織前糸 同形

四百四枚五分
 四百五枚五分

並茶 同形

九枚五分
 十枚五分

中茶之茶 同形

十七枚五分
 十八枚五分

上茶 同形

二十枚五分
 二十一枚五分

中茶之新茶 同形

二十二枚五分
 二十三枚五分

右之直派ハ茶葉上方筋之平均相場之大概上下也

○

五月三日官軍方鶴崎藩某

大総督府分沙汰

高上拜一系り 河門主様此事 彰義隊之取以召
連与河 宅城之遊音覺王院一申通世一交此
程より以不例之付以宅城之遊兼以取答翌四日
西四辻殿以誠覺王院の取面會お成 河門主様
河不例以快方より押与河 宅城は於且覺王
院儀の目 宅城之遊之取上お達以交覺王院へ持病
是物より以付名代と一く五日早稲祜王院不伴外
坊安為人以城一在出大度間迄お通り
大総督宮様の御款之上 河門主様の以取筋事
伺交取中上之交名代より以河沙法雅と遊給与

河門主様河全快以付了と 河宅城之取音程と
相達有と後方の同日上取一以引取彰義隊取の
宅城之取以付官軍方高兵威を以と迫り了と
難計とく同隊之取覺悟取の中
○増上寺の内警清之義統隊の取の取お達之取
以免の同今日中、引掛の取之取事
右之通後隊取のお達以取之取之取事
○五月七日 大総督府之命より三條大納言殿 不伴
芝増上寺一以誠方丈の河面會ら成當寺一彰義隊
之者在取之取右之恭煩之筋より以取之取の取中

てあつた拵とて一依達といふは、あつた己兵力を可
お用旨の沙汰お來山同寺一徳合の練隊と清代
様御天宮涉警傍といふ、所々幾分方丈より陸軍
守行氣の上お通の執持より統隊方とて、清兵と
様は拵、幾有とてお來とて八日九日と別
統隊拵増増といふ、歳を、いふ漢せるといふ

江湖新聞第十九号

慶應四年戊辰五月十三日

○甲州より來状

此件既に十六号、其大畧を吐せり、今細報
得しより之を記す

先月十九日脱走方頭林田、助入見勝と申、伊庭八郎
二人之小隊の兵二百八十人を引ひ
東照大権現の御旗日ノ丸の御旗教おあり、立甲州兵約
村に入五六人早退する府中、此後上系といふ、葵岡
事件有るの間、其城下一泊し、幾お頼り、中入の
以據代より廿八日迄、延引中、迄尾藤、其外、加勢

昔の夜沼津藩二百人程掛川藩百人程中津藩四十人程石永川端田村迄出張お成程尾藩田宮如雲之人數百人等頃藩中根帯刀之百人程岩村回之藩小林藩在六十人引去分(廿六日)甲府着之續中(末松代)練傍も出共了お成程之雲右尾藩常之人數(教)來石辺迄出張同(不)名目也と送付内田安殿取針と沼津度へ以願てお成引度廿一雲左在之通筋より外之腕士也百人押来り最前之兵と相合し押寄之趣も程構和のし一内沼津之方へ引去り右邊(沼津)中へ之部所代友と林也出之致(後)費もも相渡之由中承及ぶ且右腕士甲府へ入

昔の土民宛も故旧親族の帰りを尋ねて迎へ(小)とく懇切(大)扱(大)成用等の儀有之昔の何れも悲泣のし快く是出(外)也(中)黒約宿(之)せめて一月も逗留のし是程一同名族を惜之(神)君の所議を梓(之)昔の愚民迄も下れ(之)以願(之)也

○ 前文脱走兵の隊長人見勝を尋問田舎者も官軍方泰謀海江田武以(之)交通寫

以幸便程を傳(之)逐日暑字お増(之)均(之)倍(之)清(之)満(之)身(之)空(之)然(之)去(之)三(之)月(之)中(之)涉(之)下(之)向(之)物(之)日(之)坂(之)降(之)る(之)物(之)得(之)云(之)之(之)款(之)預(之)付(之)支(之)給(之)分(之)以(之)幸(之)配(之)を(之)此(之)所(之)り(之)亦(之)後(之)涉(之)入(之)府(之)上(之)預(之)意(之)も(之)程(之)も(之)思(之)ふ(之)所(之)也(之)以(之)祈(之)を(之)お(之)來(之)

難有身存、古き了逆物獨と甘願濟紀了くく之を彼是行援
比得遠舟過、既蒙謝の物此後同志くく之の群集東海邊節の
若出水院一応

朝廷に對し甘願入る人倫之道を傷ケル
之不見固より論を不待蒙り以て、而回臣く情不忠況今日之
不業位、招立列り中、以保官軍に對し、斷不敬暴發、亦不仕心憤、
以能く實過日、由國族古所存、秋の月、右奉寧、馬、中、入、之、去、面
之、以、之、之、母、款、預、去、九、十、八、日、の、日、數、十、日、之、申、之、以、措、重、の、欲、之、招
仕、及、既、獲、之、所、以、快、利、之、上、當、表、の、得、在、仕、以、而、重、甘、行、以、行、之、
以、之、保、私、共、一、同、
[Red Seal] 於此、共、不、戴、天、之、雙、言、以、生、之、言、仍、限

打多上之、假令自糧之、殊深也、蒙り以共、與る決心、之、奉、勅、之、任
在、同、納、之、予、の、受、ハ、前、書、之、以、行、有、之、以、方、決、与、外、藩、の、在、出、之、仕、の
而、存、在、以、能、之、第一、尾、秀、亦、七、接、ケ、果、榮、仕、以、の、出、東、以、若、之、不
得、止、之、奉、勅、之、任、之、乃、之、由、之、存、之、最、蒙、之、以、礼、責、之、之、般、私、之、以、
回、望、之、奉、情、中、之、去、是、皆、蒙、之、以、之、頼、之、

月 日

人見勝 去身

園田 等 若

海江 田 次 孫

竹 史

姫路侯へ建白

謹言身哀訴に今般主人□□恭頌謹慎之念に以達

敷聞且祖先に東活世に送敷と上思召家名お續と伝出儀以

難有

敷言に親身感佩に同家忠懐最之家輔翼に道行而不中い

遂に徳川累代

朝廷恭敬く多し貫徹不仕以成お運也実悲歎惶惧く玉言

徳之者公徳法為社身結

所養得の忌憚、福に成る身思入

以爲共廣く言略と以爲同い付甘く上云ぬ家筋と成元春徳川家

臣僕も之之家身蒙

所委任いより徳と過分く爵秩被

辱め以養に付天恩に莫大なる世に子孫不替忘ゆゆ

徳川家衰運に今日に玉り累世に恩養を不顧之家並

列比肩に括るる君父を誣蔑するに筋にお事り所迷責を

以て身蒙候令寛宥

至意を以て所封に免れ共又臣子に上るに難忍事不

以て殊に封録に所制度に所移上各處陪臣に於て是迄

に通に有之身存、間私共家筋も徳川家、隨從に身被

所國恩に志願に以て又領地に依り忠懐身蒙り天贖且此

所蒙事に折柄に付以上召上に義を當然に以奉る御遺

憾に以て以間行奉前件申上以下愚に玉願涉懐安に上

河同海に成下りたがれ之以上其以介介を控別
皇怒之は是迄に不頼と士民に饑渴を免色ゆり難有仕合
皆存小折

王政河一新世道河匡濟之時、常り破物もも居居く分養を
忘却、私利を嘗ての折らて、別守、欺、
天朝儀を上と河失難を破、下ハ城居く、観觀を生、下ハ
深痛心憂患く餘り身犯、
天恩く罪不顧、善死、只管、其欺、別謀、忍、控、折、骨、殘、言

五月

酒井志續

○

同月廿五日官軍方薩物土州藤巻廣く人数小園方ハ
會津仙臺二本松福徳柳倉廣く人数戦争、及、始末
初め仙臺の兵白河陣を引拂ひ、矢吹宿一陣、一、
廿五日曉七ツ時、時頃白坂宿ハ屯營の官軍、不、殘、出、陣、
て、白河陣の後、口、存、不、忘、く、安、下、七、陣、中、一、向、ケ、大、砲、
折掛ハ、安、陣、を、も、兼、る、存、配、有、之、付、早、速、防、戦、の、由、一、
破、裂、丸、を、家、守、に、打、込、互、殺、傷、有、之、以、安、陣、を、破、北、
安、と、お、願、折、柄、矢、吹、宿、ハ、仙、臺、兵、掛、曉、より、白、河、に、方、當、り、
火、の、手、お、入、之、砲、撃、頻、く、お、同、以、より、進、軍、之、號、令、を、下、一、

二月三

二十五

五ツ時頃白河へ馳参り其勢凡六百人余直に付候を以て
敵軍の極多探索為致密に下町より寄手の原口へ出で大砲を
三發打掛けし付家系を於て其裏切に兵有之候下疑念を
生しゆ交に存し六百人餘を入に接戦とある様より力を以
折て出家手の前後に敵を受て遂に敗軍となり戦死を員
餘程有と傳えり死傷二百人余有と由

江湖新聞第廿号

慶應四年戊辰五月十八日

横濱新聞紙の抄録

○洋銀引替お場之義ニ世横濱の外函コンニル江の文通
是迄メキシコ洋銀お場定ら月口之高下多々通商方不都合
付々般大坂表に於て之通觸を下お成
洋銀の出来去を報三分にお場を以て通商下般事
當終於ても同扱多我國人にてお觸と存しる右觸連の日
限に追て下を定むる其外人も布告致し給ふ事ある
慶應四年四月朔
寺崎 陶齋
井実高右之門

右之通り先年より交通する常路あり洋報直展おきり以来
お通達あり損傷するものなり大差のとかな

○英國コンシールの通書

日本役人より居城する由田状書^{のりかき}別紙に通り英人にも通達
右の軍器賣捌方^{ぐんきうり}の条約第十四条通り日本政府より又の外人に
而已と書後との也

英店四月七日

英國コンシール所

別紙書按

當地に於て軍器賣捌方の政府後所の士官同道の事以實手
格別其外私に其誠の事あり外西商人等との名を以て通知

いし一賣部一以の役所よりしては又其の事問合せられ
なれ

右の通に背き^{そい}別紙^{きそい}をく軍器賣買の事ゆらの事にて於てハ嚴守^{げんしゅ}
可個々中より生後遅滞する事ある人にも通達し
なれ

英店四年五月七日

井関高右衛門

寺島陶次郎

○

五人隊の頭名を面呈出し有りと書付

陸軍奉行並

志山道徳督府より兵部より通達有りと有と大名小路因明殿宛に

長州軍謀方丈村増以命引合以委今投所旗中三等
相分以少く

朝廷の帰順之者ハ 朝廷と命種懐致居るものハ徳川家
の家来との一脱走ホの等一少のハ或ハ暴動及以若ハ夫途
義有定跡ホ人隊之義ハ二心之書面之也

朝廷と 命由る者之義ハ中文字の和共義之之百年来
徳川氏之恩徳を蒙り殊々當年外に扶持を以徳而大其也
忘却仕主家之兄教ト

朝廷の濟直、其仕之義と何分も疑義玉極仕以何卒是迄

と徳川家の其公仕成此後ハ傳ハ哀憐ハ取下度且二心之
書面先上義ト

朝廷の其對以存向以仕る者ト中迄之心得高き其義之有
以彼和答以安玉極以む之義承知し了以彼中實別取外
其之由引取之物中實取取以依之此後希に教以而中上以上

五月八日

步兵隊並格

子人隊之取

河野伸以寄

入所番格

中村在京

步兵兵團役取方

石坂於之助

日牙國領物方

山本錦吉

右之通子人隊頭中出の間此後此面中以上

辰五月

陸軍奉行並

高田慶重候の事此由

武部大輔領分越後國青海宿と中出領分境内為警備
善人数是出並右同所加州柳藩州極紀州極西人数は善
城下之善在の中不分配一同お固め居此先方人数脱走

人之内の事終り戦事より及び一平外之換指し此等加州極

西人数初め候に決判いしゆお成り謀謀之義精之皆打

取在 変因四月廿七日朝六の同候にお始り混雜之難計

ゆゆとも大砲打始り存双方各候義接戦之及び手前物取未

討死仕上肯獲進之平城ゆゆ先不取敢此後此面中以上

五月三日

神原式部大輔家来

圖傳但見

○同人より再応る事此由

神原式部大輔家来の式大輔領分越後國青海宿辺

多戦争々義去ル之日山面中上々於又逃々諸存己も操
浩山由具同四月廿六日昼後ノ小子谷口の方ハ縁傳々尾州
長州信者落木く山人数武ア大輔重俊林原若狭一帯
人数雪時と中亦る名戦争々及以先官人数退去、お取付
諸追々縁傳山由右亦口ハ向ハ武ア大輔人数付死
負尤々通々也

討死	物頭	三人
同	土分	三人
同	定輕	武人
手負		士分以下 小者とも 於武人

多々通在亦より中越ハ特委細々義々在亦より中越ハ分
軍上ハ先此後山面中上々以上

五月十一日

林原武ア大輔表末
圖書個見

○

五月三日大田原落城々々狭丸四万石黒羽城大田把持者
一万石二百石
ハ立退ゆりハ新報を傳々れども何れハ亦より攻寄せ
一番傳習隊五百人會陣薩工友者勝と力を併せ攻寄せ
ハハ傳寄せり事寧明々也

○
先月廿七日附奏抄より約束の如く奥羽二州の諸藩
會津・後・榊・罪・一条・舟・衆・織・有・之・由・受・秋・田・弘・前・由・慶・之
鐵・倫・玉・極・官・委・終・付・多・分・列・藩・於・之・由・論・之・隨・以・向・事
所・在・而・極・め・中・外・去・右・之・強・弱・ハ・如・何・有・之・類・之・由・列・藩
重・後・之・外・深・く・秘・し・之・之・を・淺・き・に

去ル十五日東叡山ニ始末ハ中外新聞に記シ別号トシテ
之を刊行せり故に我新考ハ此を載せり

江湖新聞第廿二号

慶應四年戊辰五月廿日

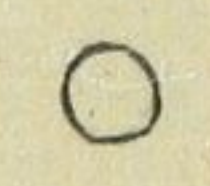
奥州白石於て列藩會議之節誓書之趣

此度於仙臺白石列藩會議以公平正大之道尊崇

朝廷撫恤生靈以欲維持皇國仍盟約如左

- 一 強を恃之弱を侮り或ハ他の危急を傍觀する者於有之を
- 列藩を奉て譴責を加ふべき事
- 一 私を構へ利を營ぎ機密を漏洩し同盟を離間する者於有之
- を譴責を加ふべき事
- 一 妄に人馬を勞し細民の難苦を顧ざるもの於有之を譴責を
- 加ふべき事

一 大事件ハ列藩衆議ヲ尽シ公平備之ノ軍事ノ機會
 細微の節目ハ其ノ衆議ニ及び大國の号令ニ隨ハベキ事
 一 無辜ヲ殺戮シ金穀の類ヲ掠奪シ都て名分ヲ侵すもの
 於有之ヲ速ニ嚴刑ニ處スベキ事



石州津和野津を龜井信從より末家龜井勇之助に達し
 龜井勇之助に

時勢極端有之此内以來數度津和野に引越し居候中
 彼是自由之申立及通延より其意を極徳川家ニ奉動遂

朝敵より其立玉の舟を奪取し醉夢を悟覚し義不食之分
 お立進の發途を發し其意を奉告し放し急進江戸表に引掛
 岩倉及津和野の義引を致す彼にお組の割一役儀未お初
 不立玉極天地の不可容の罪科具は是迄屢々及致論ゆを一切
 用本家を輕蔑し我意中務りの所不義無此上の儀に本末
 間お入り永く及義統の條に達す

右様書

御別紙に達面々其畏れ先達不義不義地引上り節
 其上更通言道理隔絶放誓り以音信お絶たれ一
 上は其義統お交り科具より愚考仕寡君不辜一

朝敵く汚名を受ひ起り徳川家へお仕儀候もお勅仰り義
 徳と中義の愈々其程を徹ふ仕り候に中世に徳川家へ往て其の
 朝敵たる実を以て種會く一問く汚名を受て迄に候も 朝敵と申
 ざる事い言を不納して天下義世に顯赫のつゝ此世に以て其故
 唯々由今の形勢國權も多し不場止義徳とら 然り候に徳川家
 も仕候大天下義世に織西と討し捨りざる物 此世に重ら候り候
 以宗家く此為深く思入申候
 一 此世に内朝一役候未お勅仰り底ふ忠臣極との以違折く不忠とい
 何世の君上の對し不忠お候、義く此世に徳川家く外へ君と仰
 りの事く不忠く覺き候

一本家を輕蔑しつゝ我意中秀比臣不義此上との此世に面作思
 此後之儀決る此中家を輕蔑しつゝ我意中秀比臣不義此上との此世に面作思
 之歴史を讀むればお知し候事人お此世の爲お讀むを忠と申
 奉るも未だ嘗て忠りて不義あるは申す承り候中古今亡びざる
 の國あり死せざるの人あり存込盛衰を以て士の此世に操を愛し
 不忠不義ありと申す候に決り候事將又私義此後初る
 朝敵の徳川家へお組候義は二百年前より歌徳言徳川臣
 下、此世に先年長州 朝敵とお候此世に長州臣下此世に去り苟
 此世を賣り不義ある人あり候此世に此世に此世に此世に此世に

不忠不義邪惡之者ありと而已と思召ゆり乍思召遠く是也
 幕末二百餘年々間君臣之際莫以恥くすといふ由緒は最も津和
 野一割賦中より毎様事とと思召ゆり身爲り乍去以義種之義を
 以免其難を所存より志格中上とすも毎以難此最實と思召ゆり法
 任出此家より拙家祖先の對し且ハ津和家の先祖極の對する
 忍入の爲り人道之捨ざる能く断然此中末より以義種之義
 以受て中上と唯此文面より義仗仕美ゆり何れ其忍入の爲り
 法達也〜身教の如き様也

慶應四年閏四月十九日

龜井勇之助

津和野信後様

○

戦争之説

兵法の大綱大領中案すべからざるもの名もあり失ふべからざるもの
 地利あり人心を結び士氣を固め懦まざる勇を止め怯卒を以て
 剛まじむる名もせざるにあり寡を以て衆を敵し弱を以て強を
 制し一夫十卒の如く萬人を寸地を拒する地利を得るふあり我ら彰義
 隊の上野小幡り 官軍を抗せざるを小措らざるの西義を失へり抑
 隊中の人の大抵 徳川家の臣下より至家危急の運ふ當り仕籍を
 脱し隊伍を構へ遂に過激の暴動に及べり其志頗る孤忠苦節類すと
 雖大業を成就し一家を維持するの全策を以て豈んや上と

朝廷の命小及き下も主家の合小房り遂小名分の大義を棄すに於て
也名上野の北東南へ平地を接し西北へ高阜小對し天嶮を擁し
大敵を防ぐの要地小非ばとれ地利を失へると云べし其用兵をきよくに
揚營扞守の兵法よく大捷を得ざれば必ば大敗を招くる之故小
老練の宿將の敵一戰ノ外決てその法を我ひば我も之傳國陸
軍教師小尋き防守攻撃二法の大畧を同り曰大抵勝敗の大砲の
位並に所を得ると得ざるとめて決すといふ上野の戦彰我隊この
の手に勝るなり一喊の後 官軍の有とあるより谷中口を守らん小へ三崎
瘡守の高阜小大砲を倚一坂下の凹雲小小銃刀槍を布べき致是門

前の戦初め大砲を橋外小倚一後之を橋内へ運け其余山内の大砲小
要所を得ざりしより小銃刀槍の兵隊も之小准ト自茲目暮小廻
語に警射矛盾の患多能と能づ故に殺傷過當なりと惟其全勝を制
事をぬべ 官軍方攻勢の多匠ハ能隊攻進の法とて奇道非ざれ
こも黒門口谷中口同時小銃を開き池を隔て山内小向ハ大砲を放
發せし敵兵を分割し四顧せしむるの術よくよく攻秘法の法を
得ると云べし故に 官軍ハ迅速倍勢の利をとるり當日彰我隊兵
を要所小屯集し終日防守の陣列を以て 官軍疲労のとれを
伺ひ一鼓して進まへ防守なり攻勢と變ずるの法めて萬一の勝を
僥倖すべきももつべし然ども隊中小裏切せりありて中堂

前め接戦を開き或ハ前後西門の邊に破きざる前過半ハ遁逃
 甘しとの婉言をあげ其放燭の陣法の不良より生ぜりとの面言難
 然是れ名分を案り地利を失ひ到底戻理を練の軍ありと織
 百余人の生命弾丸殊死に下烈敵憤死し屍を雨を晒し恨
 美泉の抱き 朝敵の汚名を雪の時を争ふに深く懐き其之
 成敗を以て評議を下すと其の往く其美を失ひ其情を及く
 今我公論を得るの最難き之今我公論を得るの最難き之
 論せる而已

右の傳ハ我ガ雜報局に投入せりとの匿名者ガ作者を知らず能
 後論の善悪ハ余輩儀陋の足と以て知可非ハ看客の公論に任
 ず

江湖新聞第廿二號

慶應四年戊辰五月廿二日

五月廿日伊豆吉原邸

勝 安房吉

織田和泉吉

山岡秋太郎

岩田織部正

右幹事役ハ 仰付ハ三付ハ政事向ハ關係以事ハ用向ハ都
 所扱ハ名下ハ其意以むハ其意以むハ其意以むハ其意以む
 として扱ハ事

○ 五月十九日 市城の山道に臨

府下西條より仰付金に由り今度當分江戸諸堂より金に付
りて寺社町勘定に由り西詰記録廿日申に悉く引渡和
了波事

○ 但存仍ハ止れ生以下後人との當分ハ勤々 仰付以

五月十九日 西條七月 横濱お板へル卜日利新守に海

去九十五日 出曜 江戸小於了戦争可マとの風況を云々
大を兄一々実・警愕・堪さる変事には岡争殺傷死に由り事

日本に新守も之を載せ其外取りの言ありて枝葉を重祿の
日の間ハ改るる事今残るおなく之をす取るる右其變の警書
累記中

抑く徳川家の武士多人教彰義隊の名義を設け江戸の東部上野
号せり寺院お屯集り薩摩肥前等外 官軍より 隊にお令ひその
用書るを伺ひ少人数に多し之を殺害せり故に 友軍より
之を攻撃し屯集所より追散せりと決議あり去九十四日 金曜
江戸市中に觸れ老幼病者ハ平あて地へ立退くべき旨を達し且つ
上野の 官標に由り隨從するもの戦討伐て及に付立退るる旨
ヲ上らる徳川龜と他殿は由祖先より其位重き所片付ケらるる

命せられ夫々彰義隊討伐とあり 何れ
 當り彰義隊退きの口を断切り度小路の正面より攻撃を絶え
 午後第五字 官軍利ありが其時肥前より手あり
 ムストロングとある大砲二門を放發せしり戦機変りて今
 官軍の利とあり

あつて山内の寺院に火を揚り景子親王を討つるは
 彰義隊の子位口よりありて於て江戸市中に再び静穏
 及び其々太平ありし位民にありて災難を免れ又言を
 侍る

右戦争より骨骸を打て深手を負しとの九八千人祿戸部

の禁あり元佛西傳習騎兵屯所の為に所建しおへありて外國
 の醫者ウ井リス、スカン子ル、ゴンキン三先生の療治を乞へり右手首の
 傷ハ大抵ライフル弾にて打せらるるものより療治中ハコロ、ホルムと
 以麻糸を用ひ骨節を切断するに手練神速を種々の術を尽
 せらるり手首も奇妙に癒す西洋の醫術もるるに日本の醫術より
 秀るることを知り深く救済之恩を謝せりといふ
 其余沙多を受しとの数人居留地となり當りて并天近所の茶
 店に住せり

五月廿日 西洋七月九日 出板回新書

官軍と上野彰義隊との戦争ハ 官軍の方夫勝利となり初め

薩摩の兵隊 野戰砲の用意なく 彰義隊の大砲三門 要所に備へ
たるを 白ひくろ 砲台全敗も ありしに 彰義隊の寄せるの砲意
兵具を取上り 事を心掛け 但此意を逃さるんとをのぞき 先か
せりし 戦に向ひし 友軍の薩摩長州細川因州備前等 兵
隊あり

宮様 戦争の數り 亦立退りて 日光へ入らせし 彰義隊の
頭を 敵人の自殺し 戦争の聖旨 亦く 兵士に 散れし 江戸の
光景 目も當てられぬ 極なり
昨今 江戸の府令 友軍の有と 彰義隊を 残さず ありし
と 是を 隠し 益扶助す ありし 同罪に 責せらるる あり

右に 江戸の 友人の 奥書を 實見し ありし 語せる

今に 江戸の 實況 ありし 語る 報告 曰く 上種の 宮様へ
徳川家の 武士 随從し 終る 手ま ち 後 ありし 奉勅に
よりて 目今 政事上の 変革 二層を かけ ありし ありし
彰義隊 今く 散れし 付 昨十九日 江戸 再び 静穏 あり 大砲を 横
と たる 武士 身 言 開き ありし ありし 之を 押へ 市中 ありし
穩 ありし あり

右 友軍の 新書 傳 承 但 記 せる 事 ありし 事實を 誤 せし
事 ありし 中外の 別 遠近 新書 亦 傳 承 事實を 知 ありし
べし ありし 傳 承 具 外 ありし 事 ありし 聞 ありし ありし

終に地ふ偽も滑失きりあきと一の母記り地おたる一姫城の
 目まもえつれハ再ひ学むらん心かハ一お終ひるるさくまらんと
 さらり一よりまくなあぐ一に使ひらへんかへんかまらこの本
 落りしるるる男をさるるさへはをらん

秋の神にふお終ひるるさくまらんと一お終ひるるさくまらんと
 へんかへんかまらこの本

あにふお終ひるるさくまらんと一お終ひるるさくまらんと
 お終ひるるさくまらんと一お終ひるるさくまらんと
 お終ひるるさくまらんと一お終ひるるさくまらんと

